

医政第1115号  
平成21年9月1日

熊本市保健所長様

熊本県健康福祉部医療政策総室長

医療法人の附帯業務の拡大について

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので、  
送付します。

熊本県健康福祉部  
医療政策総室  
総務・医事班  
TEL:096-333-2205  
FAX:096-385-1754

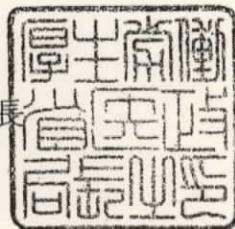


医政発0825第4号  
平成21年8月25日

各都道府県知事  
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局長



### 医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月31日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめているところである。

今般、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「改正法」という。）により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録基準が設けられたこと等を踏まえ、通知の別表の一部を改正し、高齢者専用賃貸住宅に係る改正については、改正法附則第1条第1項に掲げる規定の施行の日（平成22年5月19日）から適用し、障害者就業・生活支援センターに係る改正については、本日から適用することとした。

貴職におかれでは、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いする。

#### 記

##### 第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

##### 第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手續を並行して行う場合は、各手續の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

熊本県受付

21.8.28

医政第1115号

	改正後	改正前
第6号	<p>保健衛生に関する業務</p> <p>・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいわゆる「直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅（以下「高齢者専用賃貸住宅」という。）の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことと約しているものに限る。</p> <p>(1)居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス            (2)居住者の安否を定期的に確認するサービス            (3)居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス</p> <p>※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「改正法」という。）<u>附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者専用賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことと約しているものに限り、な</u>お医療法人が設置することができるものとすること。</p> <p>⑮・⑯ (略)</p> <p>⑰ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター</p>	<p>保健衛生に関する業務</p> <p>・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいわゆる「直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことと約しているものに限る。</p> <p>(1)居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス            (2)居住者の安否を定期的に確認するサービス            (3)居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス</p> <p>※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「改正法」という。）<u>附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者専用賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことと約しているものに限り、な</u>お医療法人が設置することができるものとすること。</p> <p>⑮・⑯ (略)</p> <p>⑰ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター</p>